

準について」(平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号)

| 物 質 | 環境上の条件 | 根拠 |
|---------------|---|----|
| 二 酸 化 硫 黃 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 | A |
| 一 酸 化 炭 素 | 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。 | |
| 浮遊粒子状物質 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。 | |
| 光化学オキシダント | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 | |
| 二 酸 化 窒 素 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 | B |
| ベ ン ゼ ン | 1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。 | C |
| トリクロロエチレン | 1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。 | |
| テトラクロロエチレン | 1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。 | |
| ジ ク ロ ロ メ タ ン | 1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。 | D |
| 微 小 粒 子 状 物 質 | 1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。 | |

- 備考) 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。
2. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により、生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
4. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2. 都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況

(イ) 騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は表2.2-22に、福岡県における騒音に係る環境基準の類型指定の状況は、表2.2-23及び図2.2-8に示すとおりです。

対象事業実施区域は幹線交通を担う道路に近接することから、環境基準は昼間70dB以下、夜間65dB以下となります。

表2.2-22 騒音に係る環境基準

「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号
最終改正 平成24年3月30日 環告54号)

| 地域の類型 | 時間の区分 | |
|---------------|-----------|-----------|
| | 昼間(6~22時) | 夜間(22~6時) |
| 道路に面する地域以外の地域 | AA | 50dB以下 |
| | A及びB | 55dB以下 |
| | C | 60dB以下 |

- 備考) 1. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
 5. 基準値は等価騒音レベルである。

| 地域の区分 | 時間の区分 | |
|----------|--|-----------|
| | 昼間(6~22時) | 夜間(22~6時) |
| 道路に面する地域 | A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60dB以下 |
| | B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65dB以下 |

- 備考) 1. 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
 2. 道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表に掲げるとおりとする。
 3. 基準値は等価騒音レベルである。

| 幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例 | 昼間(6~22時) | 夜間(22~6時) |
|-------------------------|-----------|-----------|
| | 70dB以下 | 65dB以下 |

- 備考) 1. 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道、県道、4車線以上の市道をいう。
 2. 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、2車線以下の道路では道路端から15mの範囲、2車線を超える道路では、道路端から20mの範囲をいう。
 3. 個別の住居等においては、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が含まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間は45dB、夜間は40dB以下)によることができる。
 4. 基準値は等価騒音レベルである。

表2.2-23 地域類型のあてはめ

「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」(平成11年3月31日 福岡県告示第633号
最終改正 平成13年3月30日 福岡県告示第575号)

| 地域の類型 | 該当地域 |
|-------|--|
| AA | 当該地域なし |
| A | 騒音規制法の規定に基づき福岡県知事、北九州市長、福岡市長及び久留米市長(以下、「知事等」という)が指定する地域(以下、「指定地域」という)のうち、知事等が定める時間及び区域の区分ごとの規制基準(以下、「規制基準」という)により第1種区域に区分された地域 |
| B | 指定地域のうち、規制基準により第2種区域に区分された地域 |
| C | 指定地域のうち、規制基準により第3種区域及び第4種区域に区分された地域 |
| 除 外 | 工業専用地域、臨港地区、福岡空港 |



凡 例

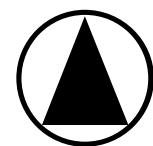
----- 対象事業実施区域

A類型

B類型

C類型

N



1:25,000

0 500m 1000m

出典：「騒音規制法及び振動規制法に係る指定地域図」
(平成24年5月 福岡市)

図 2.2-8 騒音に係る環境基準の類型指定の状況

2. 都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況

(4) 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準について、すべての公共用水域に適用される「人の健康の保護に関する環境基準」は表 2.2-24 に、水域ごとに類型が指定されている「生活環境の保全に関する環境基準」は表 2.2-25 に、類型指定の状況は図 2.2-9 に示すとおりです。

対象事業実施区域にかかる那珂川は、C 類型に指定されています。

表 2.2-24 人の健康の保護に関する環境基準

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号 最終改正 平成 24 年 8 月 22 日 環告 127 号)

| 項 目 | 基 準 値 |
|------------------|----------------|
| カドミウム | 0.003 mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01 mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.05 mg/L 以下 |
| ひ素 | 0.01 mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005 mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| ポリ塩化ビフェニル (PCB) | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg/L 以下 |
| 1, 2-ジクロロエタン | 0.004 mg/L 以下 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 0.1 mg/L 以下 |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L 以下 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1 mg/L 以下 |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.03 mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01 mg/L 以下 |
| 1, 3-ジクロロプロパン | 0.002 mg/L 以下 |
| チウラム | 0.006 mg/L 以下 |
| シマジン | 0.003 mg/L 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02 mg/L 以下 |
| ベンゼン | 0.01 mg/L 以下 |
| セレン | 0.01 mg/L 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 mg/L 以下 |
| ふつ素 | 0.8 mg/L 以下 |
| ほう素 | 1 mg/L 以下 |
| 1, 4-ジオキサン | 0.05 mg/L 以下 |

- 備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」の測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

2. 都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況

表 2.2-25 (1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号
最終改正 平成 24 年 8 月 22 日 環告 127 号）

河川（湖沼を除く）

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基 準 値 | | | | |
|----------|---|----------------------|-------------------------|------------------------|---------------|-----------------------|
| | | 水素イオン 濃 度 (pH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA | 水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 1mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 50MPN /100mL 以下 |
| A | 水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 2mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 1,000MPN /100mL 以下 |
| B | 水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 3mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | 5,000MPN /100mL 以下 |
| C | 水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 5mg/L 以下 | 50mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | — |
| D | 工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの | 6.0 以上 8.5 以下 | 8mg/L 以下 | 100mg/L 以下 | 2mg/L 以上 | — |
| E | 工業用水 3 級 環境保全 | 6.0 以上 8.5 以下 | 10mg/L 以下 | ごみ等の浮 遊が認めら れること | 2mg/L 以上 | — |

備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 利用目的の適用性の分類は以下による。

- 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度浄水操作を行うもの
- 3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性の水産生物用及び水産 3 級の水産生物
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等の高度な浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない程度

河川（湖沼を除く。）

| 項目 類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基 準 値 | |
|----------|---|-------------|---------------|
| | | 全 亜 鉛 | ノルフェノール |
| 生物 A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下 |
| 生物特 A | 生物 A の水域のうちイワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場等として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.0006mg/L 以下 |
| 生物 B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 |
| 生物特 B | 生物 A 又は生物 B の水域のうちコイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場等として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 |

注) 基準値は、年間平均値とする。

2. 都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況

表 2.2-25 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号
最終改正 平成 24 年 8 月 22 日 環告 127 号）

海域

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基 準 値 | | | | |
|----------|---|----------------------|-----------------------|---------------|-----------------------|----------------|
| | | 水素イオン 濃 度 (pH) | 化学的 酸素要求量 (COD) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 | n-ヘキサン 抽出物質 |
| A | 水産 1 級 水浴 自然環境保全 及び B 以下の欄に掲げるもの | 7.8 以上 8.3 以下 | 2mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 1,000MPN /100mL 以下 | 検出され ないこと。 |
| B | 水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲げるもの | 7.8 以上 8.3 以下 | 3mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | — | 検出され ないこと。 |
| C | 環境保全 | 7.0 以上 8.3 以下 | 8mg/L 以下 | 2mg/L 以上 | — | — |

備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

3. 利用目的の適用性の分類は以下による。

1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

海域

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | |
|----------|---|------------|-------------|
| | | 全窒素 | 全 煉 |
| I | 自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。) | 0.2mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 |
| II | 水産 1 種 水浴及び III 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。) | 0.3mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 |
| III | 水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。) | 0.6mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 |
| IV | 水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全 | 1mg/L 以下 | 0.09mg/L 以下 |

備考) 1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

3. 利用目的の適用性の分類は以下による。

1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ安定して漁獲される

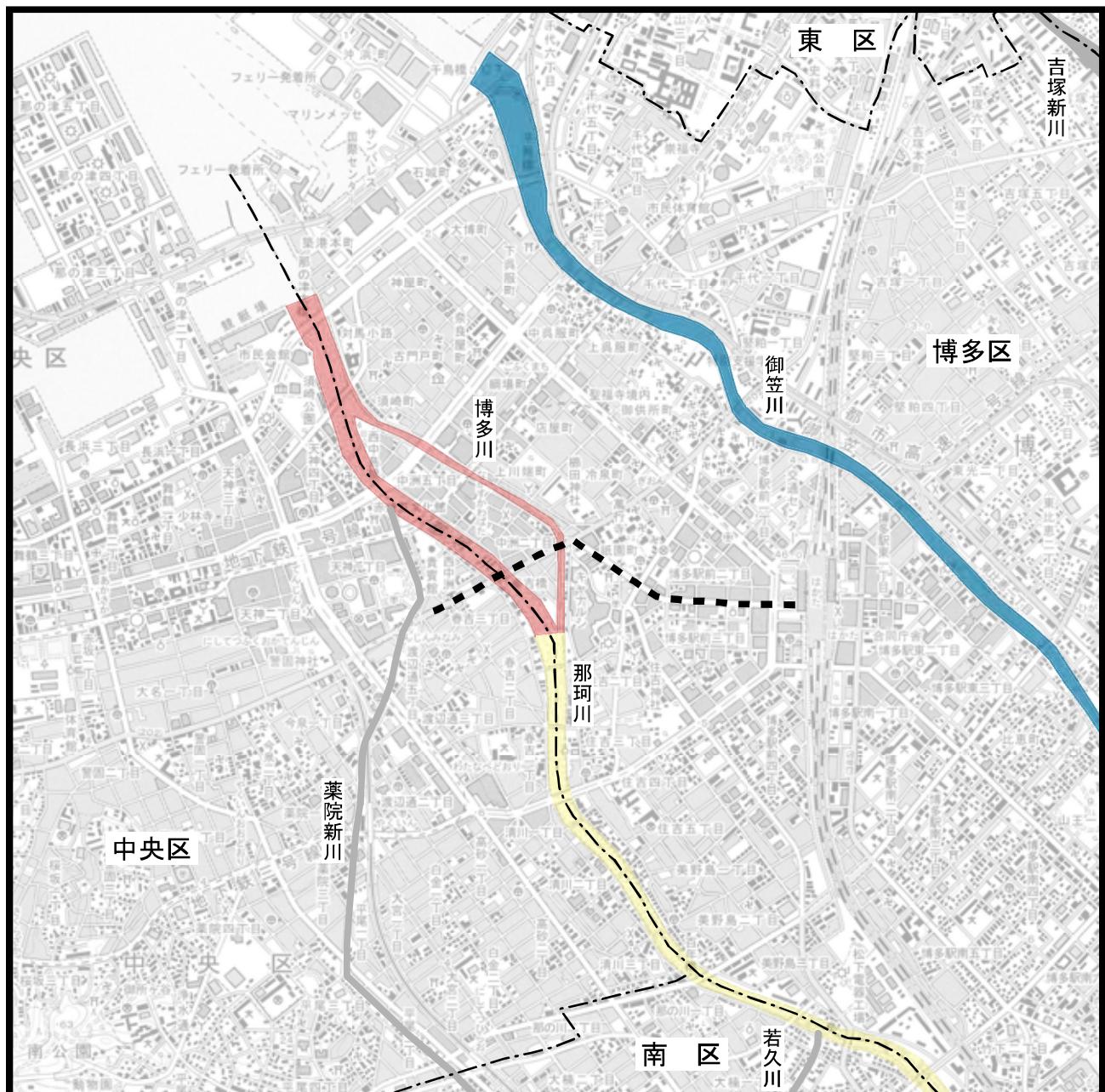
水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3) 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

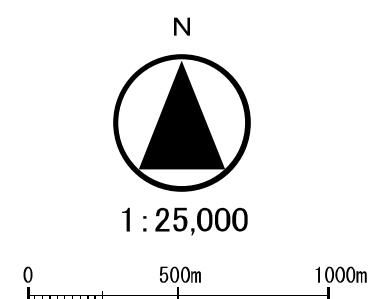
海域

| 項目 類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基 準 値 | |
|----------|--|-------------|---------------|
| | | 全 亜 鉛 | ニルフェノール |
| 生物 A | 水生生物の生息する水域 | 0.02mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下 |
| 生物特 A | 水生生物の生息する水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域 | 0.01mg/L 以下 | 0.0007mg/L 以下 |



凡 例

- 対象事業実施区域
- B 類型
- C 類型
- D 類型
- 類型指定なし



出典：「福岡市水質測定結果報告書 平成 22 年度（2010 年度）版」
(平成 24 年 1 月 福岡市環境局)

図 2.2-9 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況

2. 都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況

(I) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 2.2-26 に示すとおりです。

表 2.2-26 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号
最終改正 平成 24 年 5 月 23 日 環告 85 号))

| 項 目 | 基 準 値 |
|------------------|----------------|
| カドミウム | 0.003 mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01 mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.05 mg/L 以下 |
| ひ素 | 0.01 mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005 mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| ポリ塩化ビフェニル (PCB) | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg/L 以下 |
| 塩化ビニルモノマー | 0.002 mg/L 以下 |
| 1, 2-ジクロロエタン | 0.004 mg/L 以下 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 0.1 mg/L 以下 |
| 1, 2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L 以下 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1 mg/L 以下 |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.03 mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01 mg/L 以下 |
| 1, 3-ジクロロプロパン | 0.002 mg/L 以下 |
| チウラム | 0.006 mg/L 以下 |
| シマジン | 0.003 mg/L 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02 mg/L 以下 |
| ベンゼン | 0.01 mg/L 以下 |
| セレン | 0.01 mg/L 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 mg/L 以下 |
| ふつ素 | 0.8 mg/L 以下 |
| ほう素 | 1 mg/L 以下 |
| 1, 4-ジオキサン | 0.05 mg/L 以下 |

- 備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」の測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
 4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

2. 都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況

(オ) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌の汚染（農用地も含む。）に係る環境基準は、表2.2-27に示すとおりです。

表2.2-27 土壌の汚染に係る環境基準

「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日 環境庁告示第46号
最終改正 平成22年6月16日 環告37号)

| 項目 | 環境上の条件 |
|-----------------|--|
| カドミウム | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機りん | 検液中に検出されないこと。 |
| 鉛 | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| 六価クロム | 検液1Lにつき0.05mg以下であること。 |
| ひ素 | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。 |
| 総水銀 | 検液1Lにつき0.0005mg以下であること。 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 |
| ポリ塩化ビフェニル（PCB） | 検液中に検出されないこと。 |
| 銅 | 農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。 |
| ジクロロメタン | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液1Lにつき0.004mg以下であること。 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.04mg以下であること。 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液1Lにつき1mg以下であること。 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 検液1Lにつき0.03mg以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 |
| チウラム | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。 |
| シマジン | 検液1Lにつき0.003mg以下であること。 |
| チオベンカルブ | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 |
| ベンゼン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| セレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| ふつ素 | 検液1Lにつき0.8mg以下であること。 |
| ほう素 | 検液1Lにつき1mg以下であること。 |

- 備考) 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては「土壌の汚染に係る環境基準について」の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあたっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、「土壌の汚染に係る環境基準について」の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

2. 都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況

(カ) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号 最終改正 平成 23 年 8 月 30 日 法律第 105 号) 第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚染、水底の底質の汚染及び土壤の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、ダイオキシン類に係る環境基準が定められています。

ダイオキシン類に係る環境基準は、表 2. 2-28 に示すとおりです。

表 2. 2-28 ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水質の底質の汚染を含む。）
及び土壤の汚染に係る環境基準について」

(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号 最終改正 平成 21 年 3 月 31 日 環告 11 号)

| 媒 体 | 大 気 | 水 質 | 水底の底質 | 土 壤 |
|-----|-----------------------------|--------------|----------------|------------------|
| 基準値 | 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 | 1pg-TEQ/L 以下 | 150pg-TEQ/g 以下 | 1,000pg-TEQ/g 以下 |

- 備考) 1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

2. 都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況

イ 規制基準等の状況

(ア) 大気の汚染に係る規制

「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 97 号 最終改正 平成 23 年 8 月 30 日 法律第 105 号）及び「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年 6 月 3 日 法律第 70 号 最終改正 平成 23 年 8 月 30 日 法律第 105 号）に基づき、規制が行われています。

a. 「大気汚染防止法」による自動車排出ガスに係る許容限度

「大気汚染防止法」では、自動車排出ガスによる大気の汚染の許容限度が定められています。

b. 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に関する特定地域

対象事業実施区域及びその周辺に「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」第 6 条第 1 項に規定する窒素酸化物対策地域及び同法第 8 条第 1 項に規定する粒子状物質対策地域はありません。

(イ) 騒音に係る規制

「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 98 号 最終改正 平成 23 年 12 月 14 日 法律第 122 号）により、騒音を防止する必要性がある地域内において規制が定められるとともに、特定建設作業に関する規制及び道路交通騒音に係る要請限度が定められています。

a. 特定建設作業の規制基準

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準は表 2.2-29 に、区域の指定状況は図 2.2-10 に示すとおりです。

対象事業実施区域は、1 号区域に指定されており、規制基準は 85dB 以下となっています。

2. 都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況

表 2.2-29 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
(昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号
最終改正 平成 24 年 3 月 30 日 環告 53 号)

| No. | 作業区分 | 騒音基準 | 作業禁止時間 | | 延作業時間 | | 連続作業期間の限度 | | 作業休止日 |
|--------|--------------------------------|------------|--------------------------|--------------------------|-------|------|-----------|-------------------|------------|
| | | | 1号区域 | 2号区域 | 1号区域 | 2号区域 | 1号区域 | 2号区域 | |
| 1 | くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 | 85dB 以下 | 19時 から 翌日の 7時まで | 22時 から 翌日の 6時まで | 10時間 | 14時間 | 6日 | 日曜日 その他 の休日 | |
| 2 | びょう打機を使用する作業 | | | | | | | | |
| 3 | さく岩機を使用する作業 | | | | | | | | |
| 4 | 空気圧縮機を使用する作業 | | | | | | | | |
| 5 | コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 | | | | | | | | |
| 6 | バックホウを使用する作業 | | | | | | | | |
| 7 | トラクターショベルを使用する作業 | | | | | | | | |
| 8 | ブルドーザーを使用する作業 | | | | | | | | |
| 適用除外項目 | | | ①②③④⑤ | | ①② | | ①② | | ①②③ ④⑤⑥ |

- ①災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間（日曜日その他休日）において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- ④道路法の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間（日曜日その他休日）に行うべき旨の条件が付された場合及び同法の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間にに行うべきことと同意された場合
- ⑤道路交通法の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間（日曜日その他休日）に行うべき旨の条件が付された場合及び同法の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間（日曜日その他休日）に行うべきこととされた場合
- ⑥電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他休日に行う必要がある場合

○特定建設作業の騒音の規制基準に係る区域の区分 (昭和 61 年 4 月 1 日 福岡市告示第 74 号
最終改正 平成 22 年 1 月 25 日 福岡市告示第 20 号)

| 区域の区分 | 指定地域 |
|-------|--|
| 1号区域 | 指定地域のうち第1種、第2種、第3種区域の全域及び第4種区域のうち学校等の敷地の周囲 80m 以内の区域 |
| 2号区域 | 指定地域のうち1号区域以外の区域 |

○特定工場等の騒音の規制基準に係る区域の区分 (騒音の指定地域) (平成 9 年 3 月 31 日 福岡市告示第 74 号
最終改正 平成 24 年 5 月 21 日 福岡市告示第 167 号)

| 区域の区分 | 用途地域等 |
|--------|---|
| 第1種区域 | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 |
| 第2種区域 | 主として、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（容積率 200%）、市街化調整区域、都市計画区域外 |
| 第3種区域 | 主として、近隣商業地域（容積率 300%）、商業地域、準工業地域 |
| 第4種区域 | 主として、工業地域、工業専用地域 |
| 除外する区域 | 福岡空港 |



凡 例

----- 対象事業実施区域

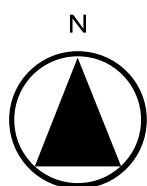


1号区域



2号区域

(ただし、学校等の周囲 80m 以内の区域は、1号区域)



1:25,000

0 500m 1000m

出典：「騒音規制法及び振動規制法に係る指定地域図」
(平成 24 年 5 月 福岡市)

図 2.2-10 騒音規制法に基づく特定建設作業の規制基準の区域指定の状況

2. 都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況

b. 自動車騒音の要請限度

自動車騒音についての要請限度は表 2. 2-30 に、区域の指定状況は図 2. 2-11 に示すとおりです。

対象事業実施区域は商業地域であることから c 区域に区分されるため、要請限度は昼間 75dB、夜間 70dB となります。

表 2. 2-30 自動車騒音の要請限度

○自動車騒音に係る要請限度
 「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
 (平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号)
 最終改正 平成 23 年 11 月 30 日 環境省令第 32 号)

| | 区域の区分 | 時間の区分 | |
|---|---|-------------------|-------------------|
| | | 昼 間 (6 時～22 時) | 夜 間 (22 時～6 時) |
| 1 | a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域 | 65dB | 55dB |
| 2 | a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 | 70dB | 65dB |
| 3 | b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75dB | 70dB |

備考) 上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75dB、夜間においては 70dB とする。

a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（指定都市の長）が定めた区域をいう。

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業工業等の用に供される区域

○自動車騒音の要請限度の区域の区分
 (平成 12 年 3 月 30 日 福岡市告示第 86 号)
 最終改正 平成 24 年 5 月 21 日 福岡市告示第 168 号)

| 区域の区分 | 指定地域 |
|-------|------------------|
| a 区域 | 第 1 種区域 |
| b 区域 | 第 2 種区域 |
| c 区域 | 第 3 種区域及び第 4 種区域 |

注) 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域の区分は、表 2. 2-29 (P. 112 参照) に示すとおりである。

c. 在来線鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

環境省では、在来鉄道の新設又は大規模改良（高架化、複線化等）に際して、生活環境を保全し、騒音問題が生じることを未然に防止する上で目標となる当面の指針を定めており、指針については、表 2. 2-31 に示すとおりです。

表 2. 2-31 在来線鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

(平成 7 年 12 月 20 日 環大一第 174 号)

| | |
|--------|---|
| 新 線 | 等価騒音レベル (L _{Aeq}) として、昼間（7 時～22 時）については、60dB (A) 以下、夜間（22 時～翌日 7 時）については、55dB (A) 以下とする。なお、住居専用地域等住環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。 |
| 大規模改良線 | 騒音レベルの状況を改良前より改善すること。 |



凡 例

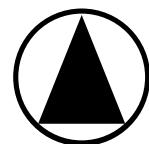
----- 対象事業実施区域

a 区域

b 区域

c 区域

N



1:25,000

0 500m 1000m

出典：「騒音規制法及び振動規制法に係る指定地域図」
(平成24年5月 福岡市)

図 2.2-11 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度の区域指定の状況

2. 都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況

(イ) 振動に係る規制

「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日 法律第 64 号 最終改正 平成 23 年 12 月 14 日 法律第 122 号）により、振動を防止する必要性がある地域内において規制が定められていますとともに、特定建設作業に関する規制及び道路交通振動に係る要請限度が定められています。

a. 特定建設作業の規制基準

特定建設作業に伴い発生する振動の規制基準は表 2.2-32 に、区域の指定状況は図 2.2-12 に示すとおりです。

対象事業実施区域は、1 号区域に指定されており、規制基準は 75dB 以下となっています。

表 2.2-32 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号
最終改正 平成 23 年 11 月 30 日 環境省令第 32 号）

| No. | 作業区分 | 振動基準 | 作業禁止時間 | | 延作業時間 | | 連続作業限度時間 | | 作業休止日 |
|--------|---------------------------|---------|--------------|--------------|-------|------|----------|------|---------------|
| | | | 1号区域 | 2号区域 | 1号区域 | 2号区域 | 1号区域 | 2号区域 | |
| 1 | くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 | 75dB 以下 | 19時から翌日の7時まで | 22時から翌日の6時まで | 10時間 | 14時間 | 6日 | | 日曜日その他 の休日 |
| 2 | 鋼球を使用して建造物その他の工作物を破壊する作業 | | | | | | | | |
| 3 | 舗装版破碎機を使用する作業 | | | | | | | | |
| 4 | ブレーカーを使用する作業 | | | | | | | | |
| 適用除外項目 | | | ①②③④⑤ | | ①② | | ①② | | ①②③ ④⑤⑥ |

- ①災害その他非常事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間（日曜日その他の休日）において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- ④道路法の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間（日曜日その他の休日）に行うべき旨の条件が付された場合及び同法の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間（日曜日その他の休日）に行うべきことと同意された場合
- ⑤道路交通法の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間（日曜日その他の休日）に行うべき旨の条件が付された場合及び同法の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間（日曜日その他の休日）に行うべきこととされた場合
- ⑥電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

○特定建設作業の振動の規制基準に係る区域の区分 (平成 9 年 3 月 31 日 福岡市告示第 78 号)

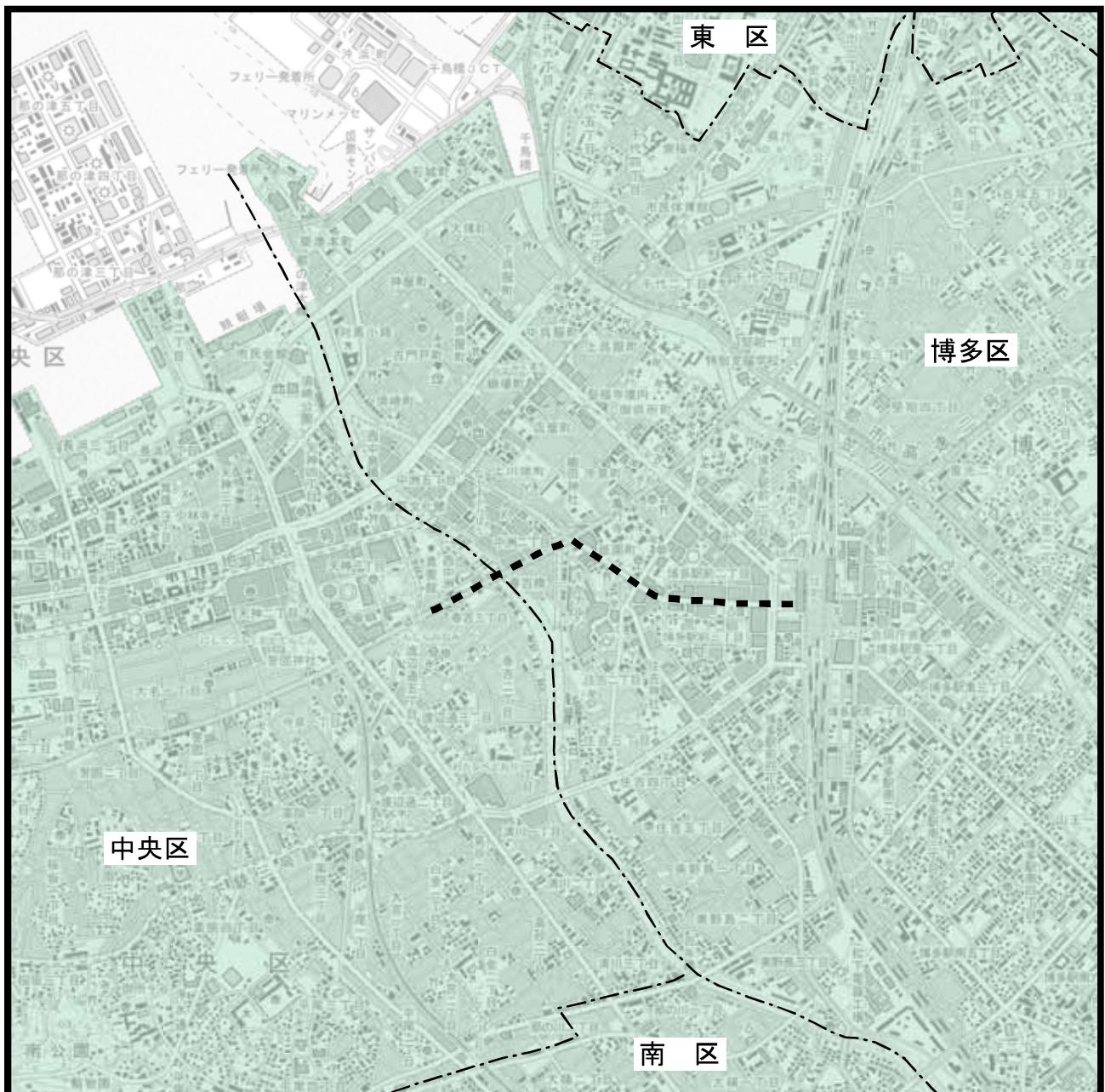
最終改正 平成 22 年 1 月 25 日 福岡市告示第 23 号)

| 区域の区分 | 指定地域 |
|-------|---|
| 1号区域 | 特定工場等の振動の規制基準に係る指定地域のうち第 1 種区域及び第 2 種区域 |
| 2号区域 | 該当区域は福岡市内にはない |

○特定工場等の振動の規制基準に係る区域の区分 (振動の指定地域) (平成 9 年 3 月 31 日 福岡市告示第 77 号)

最終改正 平成 24 年 5 月 21 日 福岡市告示第 169 号)

| 区域の区分 | 用途地域等 |
|---------|---|
| 第 1 種区域 | 主として、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（容積率 200%）、市街化調整区域、都市計画区域外 |
| 第 2 種区域 | 主として、近隣商業地域（容積率 300%）、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域 |
| 除外する区域 | 福岡空港、工業専用地域及び臨港地区の一部 |

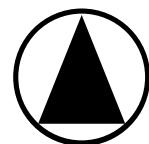


凡 例

----- 対象事業実施区域



N



1:25,000

0 500m 1000m

出典：「騒音規制法及び振動規制法に係る指定地域図」
(平成24年5月 福岡市)

図 2.2-12 振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準の区域指定の状況

2. 都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況

b. 道路交通振動の要請限度

道路交通振動についての要請限度は表 2. 2-33 に、区域の指定状況は図 2. 2-13 に示すとおりです。

対象事業実施区域は商業地域であることから第 2 種区域に区分されるため、要請限度は昼間 70dB、夜間 65dB となります。

表 2. 2-33 道路交通振動の要請限度

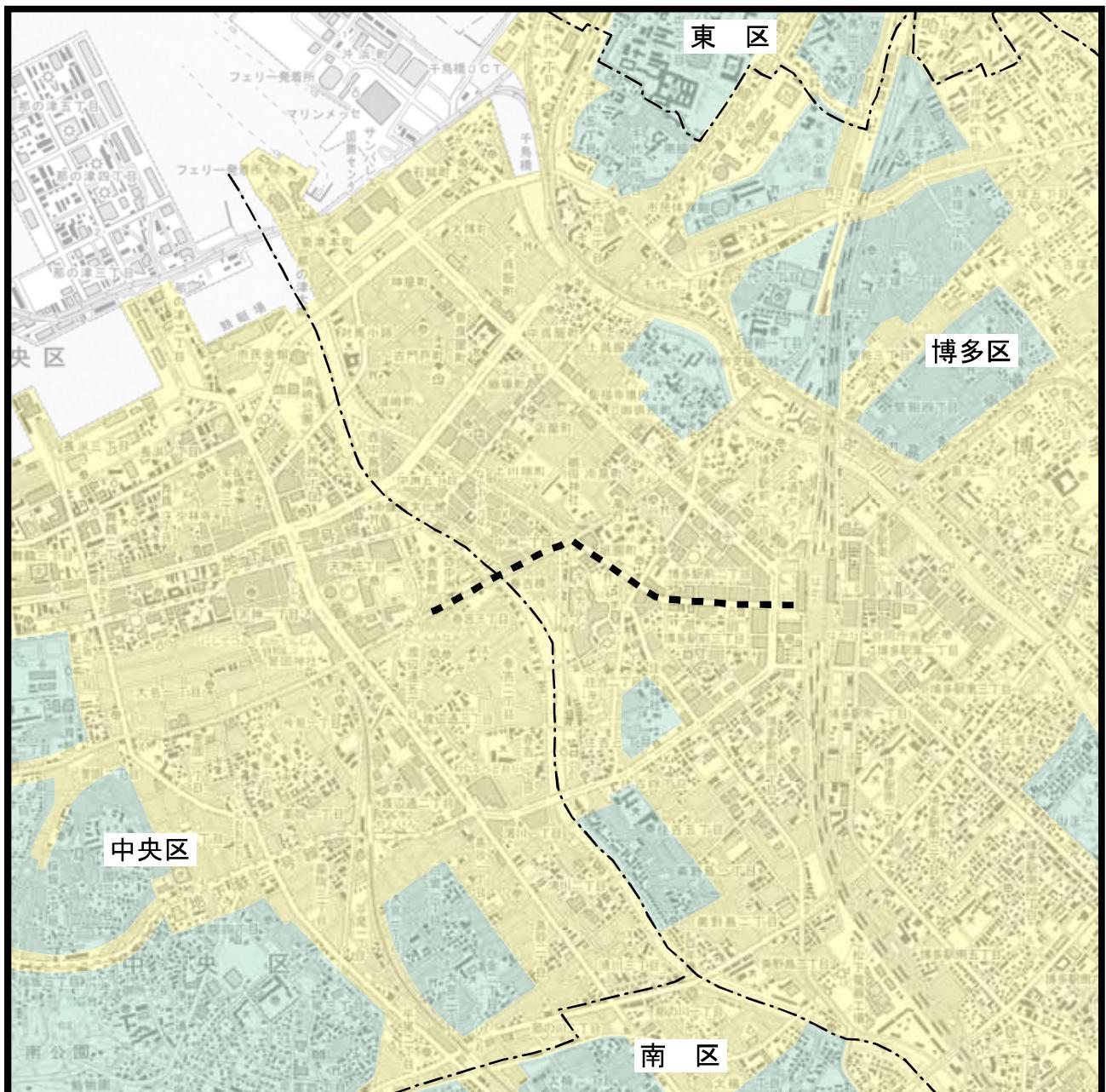
○道路交通振動の要請限度
(昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号
最終改正 平成 23 年 11 月 30 日 環境省令第 32 号)

| 区域の区分 | 時間の区分 | 昼 間 (8 時～19 時) | 夜 間 (19 時～翌日 8 時) |
|---------|-------|----------------|-------------------|
| 第 1 種区域 | | 65dB | 60dB |
| 第 2 種区域 | | 70dB | 65dB |

※時間の区分については（昭和 61 年 4 月 1 日 福岡市告示第 79 号 最終改正 平成元年 12 月 21 日 福岡市告示第 261 号）において告示されている。

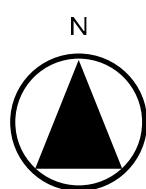
○道路交通振動の要請限度の区域の区分
(昭和 61 年 4 月 1 日 福岡市告示第 79 号
最終改正 平成 24 年 5 月 21 日 福岡市告示第 170 号)

| 区域の区分 | 用途地域等 |
|---------|--|
| 第 1 種区域 | 主として、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（容積率 200%）、市街化調整区域、都市計画区域外 |
| 第 2 種区域 | 主として、近隣商業地域（容積率 300%）、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域 |
| 除外する区域 | 福岡空港、工業専用地域及び臨港地区の一部 |



凡 例

- 対象事業実施区域
- 第1種区域
- 第2種区域



1:25,000

0 500m 1000m

出典：「騒音規制法及び振動規制法に係る指定地域図」
(平成24年5月 福岡市)

図 2.2-13 振動規制法に基づく自動車振動の要請限度の区域指定の状況